

有価証券上場規程別表の取扱い

第1 株券

(1) 上場手数料関係

- a 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。
- b 上場廃止された株券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合(合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。)又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、上場廃止された株券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- c 外国株券の1株当たりの発行価格の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値により行うものとする。
- d 発行済株式のうち上場に適さない株式として上場されていなかつた株式が上場されることとなった場合の上場手数料については、次の(a)又は(b)に掲げる場合の区分に応じ、当該(a)又は(b)に定めるところによる。
 - (a) 上場に際して自己株式として取得される場合
上場に際して取得した自己株式の処分(会社法第199条第1項に規定する募集によるものに限る。)を行う場合においては、「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。この場合に

おける納入期は、当該自己株式の処分に係る払込期日又は払込期間の最終日の属する月の翌月末日までとする。

(b) 前(a)以外の場合

「新規上場申請者の上場申請した株券の上場」の「徴収標準」〔定率〕(2)を準用して算出した金額の半額とする。

e 上場会社の公募及び第三者割当等に際して発行する新株式に係る上場手数料の上限は6,000万円とする。

f 上場会社の合併、分割又は株式交換に際して発行する新株式に係る上場手数料は、1株当たり資本組入額を1株当たりの発行価格とみなして計算する。ただし、当該上場手数料の上限は1,000万円とする。

g 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格により計算する。

h 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。

i 外国会社の株式配当、株主割当若しくは配当再投資等又は公募等により積み立てられた資本準備金の資本組入れに伴い新たに発行した株券の上場手数料は、当該株券の額面金額（当該株券が無額面株式の場合には1株当たりの資本組入額）を1株当たりの発行価格とみなして計算する。

j 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、d

の規定に該当し，上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券に係る上場手数料については，免除しないものとする。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金の計算は，前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金の計算は，前 a の規定にかかわらず，当該新規上場申請者の株券の上場日における上場株式数を基準とする。
- c 年賦課金は，1月1日現在における上場有価証券の発行者を対象とし，年2回に分けて，有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。ただし，7月1日までに上場廃止となつた上場有価証券の発行者に係る年賦課金は，その半額を免除するものとする。
- d 新規上場申請者に係る年賦課金は，前 c の規定にかかわらず，当該新規上場申請者の株券が，1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を，7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。
- e 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は株券上場廃止基準第2条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当することとなつた日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については，これを免除することができる。ただし，前(1)上場手数料関係 b に該当し，上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は，免除しないものとする。
- f 上場廃止された株券が，上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合(合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。)の年賦課金については，d の規定を適用しないものとし，他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場

合の年賦課金については、当該株券が前年の12月末日に追加上場されていたものとみなして計算した額を納入させるものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

- a 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に上場する株券の発行者については、T D n e t 利用料の納入を要しないものとする。
- b 2月末日に納入するT D n e t 利用料は4月から9月までの期間に対応することとし、8月末日に納入するT D n e t 利用料は10月から翌年の3月までの期間に対応するものとする。
- c 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者又は株券が東京証券取引所を上場廃止されることとなる上場会社に係るT D n e t 利用料については、上場日又は上場廃止日の属する月の翌月末日までに、次に定める区分に従い、次に定めるT D n e t 利用料を納入するものとする。
 - (a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の4分の3
 - (b) 4月1日から6月末日又は10月1日から12月末日までの間に、新規上場申請者の株券が上場された又は上場会社の株券が東京証券取引所を上場廃止となった場合
T D n e t 利用料の4分の1

- d bの規定にかかわらず、本所は、上場廃止となった会社のT D n e t 利用料について、以下に定める区分に従い、以下に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。
 - (a) 1月1日から3月末日又は7月1日から9月末日までに上場廃止となった会社
T D n e t 利用料の4分の1（2月末日又は8月末日におい

て 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日又は 10 月 1 日から 12 月末日までに上場廃止となった会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

e b の規定にかかわらず、本所は、東京証券取引所に株券を上場した上場会社(前 d に該当する会社を除く。)の T D n e t 利用料について、以下に定める区分に従い、以下に定める金額を超過支払金額として返還するものとする。

(a) 1 月 1 日から 3 月末日又は 7 月 1 日から 9 月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1 (2 月末日又は 8 月末日において 4 月から 9 月まで又は 10 月から翌年 3 月までの期間に対応する T D n e t 利用料が納入されている場合にあっては、T D n e t 利用料の 4 分の 3)

(b) 4 月 1 日から 6 月末日又は 10 月 1 日から 12 月末日までに東京証券取引所に株券を上場した上場会社

T D n e t 利用料の 4 分の 1

第 1 の 2 優先出資証券

第 1 の規定は、優先出資証券の料金について準用する (T D n e t 利用料に係る規定を除く。)。

第 1 の 3 外国株預託証券

第 1 の規定は、外国株預託証券の料金について準用する (T D n e t 利用料に係る規定を除く。)。

第 2 新株予約権証券

第1(1)aの規定は、新株予約権証券の上場手数料について準用する。

第4 社会資本整備市場上場有価証券(株券、優先株及び社債券)

(1) 上場手数料関係

- a 上場廃止された株券、優先株又は社債券が上場廃止後6か月以内に再上場される場合(合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。)又は上場廃止された株券が他の上場会社の株券として追加上場されるとみなされる場合の上場手数料については、当該株券、優先株又は社債券の発行者が上場廃止前に納付した上場手数料の額を限度として、当該株券、優先株又は社債券の上場に際して請求すべき金額から控除することができる。この場合において、「上場廃止前に納付した上場手数料の額」は、再上場又は追加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力を有する「徴収標準」により計算される金額をいうものとする。
- b 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する上場手数料については、これを免除することができる。ただし、前aの規定に該当し、上場手数料を控除することとした会社の上場廃止の日前に上場した株券、優先株又は社債券に係る上場手数料については、免除しないものとする。
- c 第1株券(1)上場手数料関係a及びfからiまでの規定は、第4社会資本整備市場上場有価証券(株券、優先株及び社債券)(上場手数料)の場合に準用する。

(2) 年賦課金関係

- a 年賦課金は、年2回に分けて、有価証券上場規程別表に定める期日に各々半額を納入するものとする。
- b 新規上場申請者に係る年賦課金は、前aの規定にかかわらず、

当該新規上場申請者の株券，優先株又は社債券が，1月1日から6月末日までの間に上場された場合にはその半額を，7月1日から12月末日までの間に上場された場合にはその全額を免除する。

- c 有価証券上場規程第15条の規定による場合の上場廃止の日又は社会資本整備市場上場廃止基準第2条第1項から第3項までの各号のいずれかに該当することとなった日以降に到来する納入期に納入する年賦課金については，これを免除することができる。ただし，前(1)上場手数料関係aに該当し，上場手数料を控除することとした会社の年賦課金は，免除しないものとする。
- d 上場廃止された株券，優先株又は社債券が，上場廃止後6か月以内かつ翌年に再上場される場合(合併などの事由により再上場されるとみなされる場合を含む。)の年賦課金については，bの規定を適用しないものとする。

(3) T D n e t 利用料関係

第1株券(3)T D n e t 利用料関係の規定は，社会資本整備市場上場有価証券(株券及び優先株)のT D n e t 利用料に準用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係c及びdの規定は，この取扱い施行の日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

付 則

- 1 この取扱いは，平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は，平成3年4月1日以後に行われた株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。
- 3 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組入れに伴う株式の発行，資本組入れした券面額を超える部分についての株式の

発行及び平成3年4月1日前に到来した最終の決算期以前の決算期に係る株式配当は、株式分割とみなして改正後の規定を適用する。

- 4 改正後の第1株券(1)上場手数料関係b及びcの規定は、平成5年4月1日以後上場する新規上場申請者から適用する。
- 5 改正後の第1株券(2)年賦課金関係c及びdの規定は、平成5年8月末日を納入期とするものから適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成9年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係の規定は、平成9年8月末日を納入期とするものから適用する。

付 則

この取扱いは、平成10年12月1日から施行する。ただし、改正後の第1株券(1)上場手数料関係dの規定は、平成10年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成12年7月25日から施行する。
- 2 改正後の第1株券(1)上場手数料関係b及びcの規定は、平成12年7月1日以後上場する新規上場申請者から適用する。

付 則

- 1 この取扱いは、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第1 1(1)a, b及びeからiまで並びに改正前の第1 1(1)b及びcの規定は、当分の間、有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第3条の規定に基づく上場手数料について準用する(ただし、同条第1項第2号の規定に基づく上場手数料については、改正前の第1 1(1)b及びcの規定を適用しない。)。この場合において、この取扱い施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、改正前の第1 1(1)b及びc中「1単位の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。

3 改正後の第1 1(2)の規定は有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条の規定に基づく年賦課金について準用し，改正前の第1 1(2)c及びdの規定は，同条第1号に規定する上場会社にあってはこの取扱い施行の日の前日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更について，同条第2号に規定する上場会社にあっては上場日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更若しくは1単元の株式の数の変更について，それぞれ準用する。この場合において，この取扱い施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には，改正前の第1 1(2)d中「1単位の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。

付 則

この取扱いは，平成14年12月16日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは，平成15年9月16日から施行し，同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

この取扱いは，平成16年7月1日から施行し，同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

この取扱いは，平成17年2月1日から施行し，同日以後に到来する納入期に納入することとなる上場手数料から適用する。

付 則

1 この取扱いは，本所が定める日から施行する。

2 平成18年2月末日を納入期とするT D n e t 利用料に係る第1

株券(3)b(第4社会資本整備市場上場有価証券(株券,優先株及び社債券)(3)TDnet利用料関係において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については,同(3)b中「7月から12月まで」とあるのは「平成17年12月」と読み替える。

3 前2項の規定にかかわらず,東京証券取引所以外の証券取引所に株券を上場している上場会社については,平成18年2月末日を納入期とするTDnet利用料の納入を要しないこととし,同年8月末日を納入期とするTDnet利用料に係る第1株券(3)bの規定の適用については,同(3)b中「1月から6月まで」とあるのは「平成18年4月から6月まで」と読み替える。

付 則

この取扱いは,平成18年5月1日から施行する。

付 則

この取扱いは,平成18年10月1日から施行する。

付 則

1 この取扱いは,平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第1株券(2)年賦課金関係の規定にかかわらず,外国株券の年賦課金の計算は,当分の間,上場日現在における上場株式数を基準とする。

付 則

この取扱いは,平成19年9月30日から施行する。

付 則

1 この取扱いは,本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成20年7月1日

2 改正後の第1(3)の規定にかかわらず,平成20年8月末日を納入期限とするTDnet利用料は,以下の各号に定める金額の合計額とするものとする。

(1) 平成20年1月から6月までの期間に対応する改正前のTDnet

利用料

(2) 平成20年7月から平成21年3月までの期間に対応する改正後の
T D n e t 利用料

付 則

この取扱いは、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成23年6月10日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年1月1日から施行する。